

6月16日(日)は静岡県知事選挙の 投票日です。

選挙投票所設置時間は

朝7時から夜6時迄です。

＊ 期日前（不在者）投票

5月31日(金)～6月15日(土)までの毎日、朝8時30分～夜8時の間、保健福祉センター「ボランティア団体室」で受付けます。

＊ 選挙公報の配布について

公報は6月5日（水）頃の朝刊に折り込みます。未購読者や新聞に折り込まれなかった場合は、個人宛送付しますので選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また、役場、図書館、郵便局にも備え付けてありますのでお持ちください。（図書館・郵便局はお休みがありますのでご注意ください。）

投票区	該 当 地 区	建物の名称	所在地
第 1	浜・笹原・谷津	笹原コミュニティ 防災センター	河津町笹原 83-3
第 2	田中・沢田・上峰・下峰	保健福祉センター	〃 田中 212-2
第 3	逆 川	逆川集会施設	〃 逆川 371-4
第 4	縄 地	縄地公民館	〃 縄地 424
第 5	見高浜	見高公民館	〃 見高 367-1
第 6	長 野	長野公民館	〃 見高 2316-127
第 7	見高入谷	見高入谷農村会館	〃 見高 1667
第 8	小鍋・湯ヶ野・下佐ヶ野	(注意) 高齢者 いきいきセンター (旧双葉幼稚園)	〃 湯ヶ野 43-1
第 9	梨本・泉奥原・川横	川横婦人・若者等 活動促進施設	〃 梨本 190-1
第 10	大 鍋	大鍋多目的集会施設	〃 大鍋 246-2
第 11	上佐ヶ野・天川・筏場・大堰	筏場婦人・若者等 活動促進施設	〃 川津筏場 839-9

河津町選挙管理委員会

TEL 34-1957

（裏面もご覧ください。）

＊ 期日前投票へ

6月 16 日の投票日に仕事、旅行、レジャー、会合、冠婚葬祭等の用務があり投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

期間：5月31日(金)～6月15日(土)

時間：朝8時30分～夜8時

場所：保健福祉センター

「ボランティア団体室」

転入転出された方へ

現住所登録地で選挙人名簿登録されていない方で、県内市町間を1回だけ住所移動された場合は、「引き続き静岡県の区域内に住所を有する旨の証明書」を提示すれば前住所地で投票ができます。(証明は各市町村窓口で発行されます。)

投票当日に投票所で投票する場合だけでなく、期日前投票をする場合や、不在者投票の投票用紙手続きの際にも必要です。

証明書を請求される際には、請求先の市町村の住民票担当課へ、窓口対応時間や手続に必要なものをお確かめのうえ、お出かけください。

不明な点は、選挙管理委員会（☎34-1957）までお問い合わせください。

投票は 住みよい社会の 第一歩

あなたの大切な一票に、あなたの声を託してください。

(表面もご覧ください。)

平成25年度 河津町役場職員募集

(大学・短大卒程度)

河津町役場では、下記のとおり大学・短大卒程度の職員を募集します。

記

1 職種及び採用人員

職 種	主 な 業 務	採用予定人員
一 般 事 務	一般行政業務	2名
技術職（土木）	土木の技術的業務、一般行政業務 ※任用替等の場合があります。	1名
幼稚園教諭	幼稚園教諭の業務、一般行政業務 ※任用替等の場合があります。	1名

2 受験資格

○大卒・短大卒程度（専門学校を含む）

一般事務職

昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者で、大学等を卒業した者又は平成26年3月末までに卒業見込みの者

技術職（土木）

昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者で、大学等の土木工学を修めて卒業した者又は平成26年3月末までに卒業見込みの者

幼稚園教諭

昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者で、資格を有する者又は平成26年3月末までに資格取得見込みの者

○日本国籍を有する者及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

裏面に続く

3 試験申込み

申込書を6月17日(月)までに河津町役場総務課へ提出してください。

(受付期間 5月27日(月)～6月17日(月))

試験要項、申込書は河津町役場総務課に用意してあります。

郵便で請求する場合は、120 円切手を貼り宛先を明記した返信用封筒を必ず同封してください。

※申込書を郵送で提出する場合は、6月17日(月)の消印まで受け付けます。

4 試 験

第1次試験 平成25年7月28日(日) ※試験会場は下田総合庁舎(予定)

第2次試験 平成25年9月上旬(予定) ※別途通知

5 採用予定日

平成26年4月1日

6 給与

「河津町職員の給与に関する条例」の規定を適用します。

7 その他

高校卒程度の職員募集については、7月の回覧でお知らせします。

第1次試験 平成25年9月22日(日) ※試験会場は下田総合庁舎(予定)

地方公務員法第16条(抜粋)

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 略
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

問合せ先 河津町役場総務課(庶務係)

電話 0558-34-1913 fax 0558-34-0099

■河津町緊急経済対策住宅建築等助成制度について（お知らせ）■

平成 2 5 年 5 月

近年の厳しい経済情勢への緊急的な経済対策として、地域経済の振興を図るため、町民の皆様が木造住宅の新築又は増築を行う場合、補助金を交付する制度です。

【対象者等】

- 1 平成 2 3 年 4 月 1 日以降に町内建築業者と木造住宅の新築・増築の工事に係る請負契約を締結し、平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日までに竣工したもの。
 - ① 町内建築業者とは、町内に本社又は支店を置く法人又は河津町に納税申告している個人事業主
 - ② 木造住宅とは、主要構造物を木材として建築された専用住宅（店舗等との併用住宅の場合は、居住用部分のみを対象とする）
 - ② 竣工したものとは、翌年度に固定資産税が賦課されたもの
- ※ 平成 26 年に当該課税がされることが条件となります。事前申込みがされても補助の対象とならないこともあります。
- 2 町税を「口座振替」をして、完納しているもの

【補助額と補助期間】

- 1 新築の場合…納付すべき固定資産税相当額の全額（1 5 万円／年を限度）
- 2 増築の場合…納付すべき固定資産税相当額の1／2 の額（1 0 万円／年を限度）

【補助期間】

最初の賦課年度から 3 年間

【補助金交付方法】

- 1 建築工事請負契約を締結した後、速やかに申請書を提出していただくようになりますので、下記担当課までお問い合わせください。
- 2 固定資産税の賦課額確定後、税の口座振替先を利用して補助金を交付します。

【お問い合わせ先】

河津町役場 産業振興課 産業振興係

TEL 0 5 5 8－3 4－1 9 4 6

FAX 0 5 5 8－3 4－1 4 0 4

E-mail : sangyou@town.kawazu.shizuoka.jp

鍛えろ体幹!! プラティス教室

参加者大募集!!

河津町教育委員会では、「プラティス教室」を下記のとおり開催します。講師は、静岡県エアロビック連盟認定プラティスインストラク

ターの水谷さつきさんです。水谷さんは総合型地域スポーツクラブ「NPO法人VIVAIZ Uスポーツクラブ」に在籍し、町内でも約 20 名の生徒が参加する教室を行なっています。この機会に是非受講してみてください!! ※プラティスの概要は裏面へ記載

記

1. 日 時	①平成 25 年 6 月 3 日(月)	19:00~20:00
	②" 10 日(月)	"
	③" 17 日(月)	"
	④" 24 日(月)	"

(※全4回開催)

2. 場 所 河津町 B&G 海洋センター体育館

(※駐車場が限られている為、なるべく乗合わせてご来場下さい)

3. 対象者 18 歳以上なら誰でも参加可(高校生不可)

(定員 20 名)

4. その他

・参加費:無料

・持ち物等:体育館シューズ、飲み物、タオル

・参加される際、現在持病、あるいは通院をされている方は事前に医師の診断を受けて参加して下さい。

5. 申込み

教育委員会まで、氏名・住所・電話番号を連絡して下さい

(期間:平成 24 年 5 月 20 日~)

河津町教育委員会:社会教育係

TEL:0558-34-1117 FAX:0558-34-0295

総合型地域スポーツクラブってなんだろう??

「総合型地域スポーツクラブ」の大きな特徴は多種目・多世代・多志向!! 幅広い住民が活動することができて、クラブの運営は地域住民が自主的かつ主体的に活動し、地域のスポーツ環境を形成する「新しい公共」として注目されているよ!!



ピラティス

まずは体験から、気軽に参加！！

○ピラティスの効果○

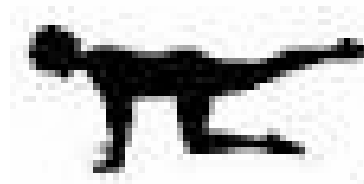
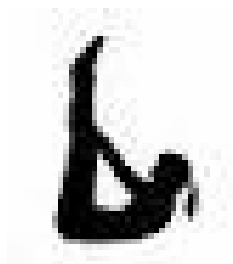


～しなやかな筋肉と柔軟なカラダを作ります～

- ・ 新陳代謝がアップし、ダイエット効果が期待できます。
- ・ カラダの歪みが改善され、内臓機能を高めます。
- ・ 血流、リンパの流れが良くなり、肩こいや腰痛などが緩和されます。
- ・ 姿勢が良くなり、美しいスタイルが身につきます。
- ・ さまざまなスポーツでの成績UPが期待できます。
- ・ 日常的なストレスから解放、リラックスした気分が得られます。

～このような方にオススメ～

- ・ 様々なエクササイズを試して長続きしなかった。
- ・ ボディラインを整えたい。
- ・ 日頃運動不足を感じている。
- ・ メタボリックが気になる。
- ・ カラダの歪みを感じる。
- ・ 産後太りが気になる。etc



はじめるなら 今でしょ!

減量チャレンジ!

【ふじ33プログラム実践教室】

参加費
無 料

- 適正体重を保つことは、生活習慣病予防のための第1歩。
- 1人だと挫折しやすいダイエット。仲間と一緒に取り組んでみませんか?
- 「ふ」普段の生活で、「じ」実行可能な「3」運動・食生活・社会参加の3分野の行動メニューを、「3」3人1組で、まずは3か月実践してみましょう。

【日程】 平成25年6月18日(火)、7月16日(火)、9月18日(水)
3回コース

第1回
6月18日(火)
13:00~16:00

私を太らせているのは何だ?

- ・体成分バランス測定・生活チェック
- ・これからの行動メニューをたてよう!

第2回
7月16日(火)
13:00~16:00

チャレンジに向けたアドバイス

- ・簡単にできる運動
- ・食事のヒント

第3回
9月18日(水)
13:00~16:00

わたしのからだは変わった?

- ・効果測定(どう変わったかチェック)
- ・優秀取り組み者の表彰など



がんばる3人を応援します

【会場】 河津町保健福祉センター

【対象】 40歳~64歳の町民で、体重増加が気になる方、健康診断で太り気味と言われた方

※医師から運動や食事制限をされていない方

*原則3人1グループで参加してください。(お一人での参加を御希望の方は相談に応じます)

【定員】 30名(10組)

【申込方法】 平成25年6月10日(月)までに役場保健福祉課までご連絡ください。



お問い合わせ先
役場保健福祉課
☎34-1937

健康づくりセミナー

糖尿病に近づかないために

今や国民病と言われる「糖尿病」。誰でもなる可能性があり、他人ごとではない病気です。
糖尿病が重症化すると、生活も制限され、多額な医療費がかかることも…
糖尿病予防のヒントをお伝えします。

第1回 6月19日(水)

9:30~13:00

「食べ過ぎ・運動不足と血糖の関係」
「バランスよく食べる」①

ヘルシーランチ付
参加費
無料

第2回 7月10日(水)

9:30~13:00

「糖尿病にならないために」
「バランスよく食べる」②



【場 所】河津町保健福祉センター

【対 象】河津町にお住まいの方

【定 員】20人(定員になり次第締め切ります。)

【内 容】保健師、栄養士による講話と調理実習

【申込み】6月14日(金)までに保健福祉課までご連絡ください。

お問合せ先
河津町保健福祉課
☎34-1937